

## 鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成 2 0 年 4 月 1 0 日  
第 200800003572号 鳥取県農林水産部長通知  
最 終 改 正 令和 3 年 4 月 2 8 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県企業等農業参入促進支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、必要な機械又は施設の整備等を支援することによって、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階にある企業等の円滑な経営の推進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成 2 0 年 4 月 1 0 日付第 2 0 0 8 0 0 0 0 3 4 7 0 号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行われる別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に 3 分の 1（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額以下とする。

3 本補助事業の交付は、別表第 5 欄と本事業が実施（機械、施設の導入等をいう。以下同じ。）された日のいずれか早い日から最大 3 年間（以下「補助対象期間」という。）行うことができるものとし、本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象期間内に申請書を提出しなければならない。

4 間接補助事業ごとに、補助対象期間内における本補助金の合計額が、別表第 4 欄に掲げる額を超えないものとする。

5 別表第 3 欄に掲げる機械及び施設の整備と一体とは認められない（資産計上の対象とならない）もの及び 1 0 万円未満の機械等は対象外とする。

6 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成 2 3 年鳥取県条例第 6 8 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

7 また、補助事業の実施に当たっては、別表の第 6 欄に定める要件を満たさなければならない。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号とする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないとき

は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業の中止及び廃止

（2）施行場所（内容）の変更

（3）本補助金の増額

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止又は廃止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第15条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第16条 補助事業者又は間接補助事業者は、間接補助事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第3号)及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、所管の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)の長に提出しなければならない。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。なお、平成25年3月31日までに計画承認を受けたものについてはなお従前の例(第3条第4項及び別表第3欄の規程は除く。)による。

附則

1 この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年3月17日から施行し、平成27年度事業から適用する。  
なお、平成27年3月31日までに計画承認を受けたものについては従前の例とする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度事業から適用する。  
なお、令和3年3月31日までに計画承認を受けたものについては従前の例による。

別表（第3条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助額上限	5 補助対象期間の始期	6 その他
農業経営開始 ・推進事業	<p>(1) 新たに農業に参入した農業以外の業を営む企業等若しくは新たに農業に参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等</p> <p>(2) 農業法人 ただし、企業等（農業法人は除く）又は企業等（農業法人は除く）の役員等が当該法人の設立に関与（資本を出資又は農業法人での役員となる者を企業等から派遣あるいは出向させる等）し、経営上の意思決定に重大な影響を与えていること。</p> <p>(3) 資本を出資し又は役員を派遣し、財務又は経営を実質的に支配する農業に参入する企業等を設立し、本事業を承継させることが確実と見込まれる企業等</p>	<p>農業経営の開始又は推進のために必要な生産、出荷、加工及び販売等の用に供する機械（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。）若しくは施設（用地の取得及び造成を除く。）の整備又はリースに係る経費（附帯事務費並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除く。又、国庫補助事において補助対象となる事業は除く。）。</p> <p>なお、工事請負費又は委託費に係る経費については、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めたときは、この限りでない。</p>	1 事業実施主体につき補助対象期間において、5, 0 0 0 千円とする。	<p>(1) 第2欄の(1) 事業実施主体が農業に参入した日</p> <p>(2) 第2欄の(2) 事業実施主体が設立された日</p> <p>(3) 第2欄の(3) 事業実施主体が設立した企業等（以下「子会社」という。）が、当該間接補助事業を承継した場合は、子会社が設立された日と当初事業実施主体が本事業を実施した日のいずれか早い日</p>	ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

(注意)

別表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

## (1) 農業

県内に所在する農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は農地以外の土地等において、農産物（日本標準産業分類（平成25年10月改定。平成26年4月1日施行）大分類A－農業林業の中分類01農業の011耕種農業及び013農業サービス業に規定されているもの。）の生産（農業に係る作業受託を含む。）を行う事業（畜産業及びその附帯事業を除く。）

## (2) 企業等

会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいい、その支社、営業所等を含む。）、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法（平成18年6月2日法律第48号）第22条又は第163条の規程により成立した法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第2条第1号若しくは第2号に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）及びその他の法人（農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年11月19日法律132号）第2章第5条に規定する法人をいう。）を除く。）

## (3) 農業法人

農業を営む企業等であり、農業の売上高（農産物の製造・加工・販売・農作業の受託を含む）が事業全体の売上高の過半を占めている又は占めることが確実である企業等（集落営農法人を除く。）

## (4) 集落営農法人

地縁のある1から数集落の範囲で農業経営又は基幹的農作業（耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病虫害防除、収穫、乾燥・調製等。）に係る農業用機械の共同利用又は委託を受けて農作業を行う法人

様式第1号（第4条、第11条関係）

〇〇年度鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金事業計画及び収支予算（実績報告及び収支決算）書

<農業経営開始・推進事業>

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名			
所在地		事業実施地区(注1)	
法人設立(予定)年月日		農業参入(予定)年月日(注1)	
関連会社の名称、業種及び所在地			
関連会社との関係(注2)			

(注1) 子会社を設立し、農業に参入する場合は空欄

(注2) 関連会社からの資本出資や役員派遣又は出向状況等、関連会社との関係を記載すること。

(2) 子会社の概要(注1)

子会社の名称			
所在地		事業実施地区	
法人設立(予定)年月日		農業参入(予定)年月日	
親会社との関係(注2)			

(注1) 事業実施主体自らが農業に参入する場合は、削除すること。

(注2) 親会社からの資本出資や役員派遣状況等、親会社との関係を記載すること。

2 事業の実施方針（実施結果）

--

3 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。）

--

注：交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について県へ協議すること。

4 事業の内容及び事業費の内訳

事業内容					事業費 (円)	負担区分			備考
機械又は施設の 名称	施行箇所 又は 設置場所	事業 量	竣工日 (完了日)	購入・ リース の別		県補助金 (円)	市町村 補助金 (円)	その他 (円)	
合 計									

- (注) 1 「事業費」以下の各金額は、すべて消費税及び地方消費税を控除した額とすること。  
 2 「機械、施設の名称」には、整備等を行う機械、施設の用途に応じた種別名を記入すること。  
 (例：播種・定植用機械、収穫・調製用機械、トラクター、産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設)  
 3 「事業量」には、機械、施設の単価、数量、型式、構造等(例：鉄骨造平屋建 150㎡)を記入すること。  
 4 「事業費」には、施設建設の場合、工事雑費は事業費に算入できることとする。  
 5 「事業費」以下の各金額に当初計画から変更があった場合は、各欄の上段に( )書きで変更前の額を、下段に変更後の額を記入し、上下で対照させること。  
 6 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合は、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	備 考
1 鳥取県企業等農業参入促進支援 事業費補助金	円	
2 市町村費補助金		
3 そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	備 考
	円	
合 計		



6 事業計画及び事業実施等

年度	機械又は施設の名称	事業量	事業費 (円)	うち、県補助金額 (円)
年				
小 計 (①)		計画額		
		実績額		
年				
小 計 (②)		計画額		
		実績額		
年				
小 計 (③)		計画額		
		実績額		
合計 (①+②+③)		計画額		
		実績額		
		残額		

注1 承認を受けた事業計画期間について、計画年度ごとに記載すること。

2 「機械又は施設の名称」、「事業費」は4に準じて記載すること

3 事業未実施年度については、事業計画の額を記載し、事業実施済年度については上段に ( ) 書きで事業計画額を、下段に事業実績額を記載すること。

7 事業完了(予定)年月日

8 園芸施設共済等への加入状況(加入済・今後加入予定(○年○月)・対象施設を導入しない)

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

9 他の補助金の活用の有無(有・無)

(1) 活用する補助金名等
(2) 事業内容
(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注1) 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2) 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。

3) (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

#### 10 その他

(1) 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。
---

(2) 今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。
---

#### 11 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

##### 12 添付資料等

(1) 事業費の詳細がわかる資料(見積書等)

(2) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、計画書に掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料

(3) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」

選定理由には、他のメーカーとの機能比較(客観的に判断できる資料)により、計画書の目標を達成するために必要不可欠な理由を記載

(4) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料

農地・建築等に関する関連法令等(農地法、農振法等)の手続がわかる資料

(5) 実績報告時には、事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)

(6) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

番 号  
年 月 日

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業及び間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月10日付第200800003572号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱及び鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付第200800003470号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。

別紙1が添付されている場合は、補助規程の遵守に以下を記載すること。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

別紙 1

種 目・項 目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第3号（第16条関係）

財 産 管 理 台 帳

地区名		事業実施年度			交付された補助金名										
地区		年度			年度										
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要		
実施年度	事業実施主体	工種 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総 事業 費	負担区分			耐 用 年 数	処 分 限 制 年 月 日		承 認 年 月 日	処 分 の 内 容
								県費 補助金	市町 村費	その 他					
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

番 号  
年 月 日

職 氏 名 様

職 住 所  
氏 氏 名 印

年度鳥取県企業等農業参入促進支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金について、鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 規則第18条の補助金の額の確定額<br>(年月日付第号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税相当額   | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                          | 金 | 円 |

(注) 市町村別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。